

競争禁止義務特約を締結しよう

(有)働きがい研究所
橋敏夫
平成24年3月作成



退職した社員が競合他社へ就職

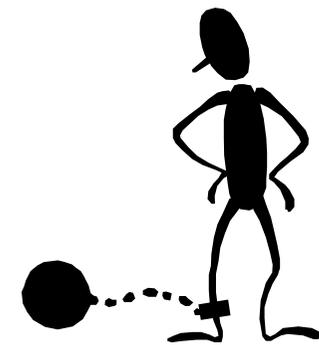
A社を自己都合退職したY氏。在職中は開発部門の要職にあり、企業の機密を知る立場にあった。退職に当っては「今後は競合他社への就職や起業はしない」との誓約書を取っていたが……

その後、ライバルのB社に開発部長として就職していたことが発覚。A社のノウハウをライバル社が知ることとなり、A社が不利益を被ることから、Y氏に対して誓約書を根拠に就業の差し止めと損害賠償を訴えたいが……



【 競業避止義務には制限がある 】

- 日本国憲法第22条により、「職業選択の自由」の定めあり
 - ・無制限に競合他社への就業を拒める訳ではない
 - ・競業避止義務は合理的な範囲内でのみ認められる
- 合理的要素のひとつとして、競業避止の特約が必要（単なる誓約書では無効と判断される可能性大）



競業避止が認められない判例

- 労働者が雇用継続中に習得した業務上の知識・経験・技術は労働者の人格的財産の一部
- これらを退職後にどう生かし利用するかは各人の自由
- 従って特約がなければ拘束はできない
- 労働契約に競業避止義務があっても、注意程度のものであり、特約とはいえない
- 以上の要素から競業避止義務は無効とされた
(中部機械製作所事件)

【同業他社への就業制限の要点】

- 同業他社への就業・転職は特約があれば制約可能
- ただし、競業避止義務は合理的な範囲内でのみ認められる

判断要素

退職後の業務の内容

労働者の従前の地位・職務内容

競業行為禁止の期間・地理的範囲

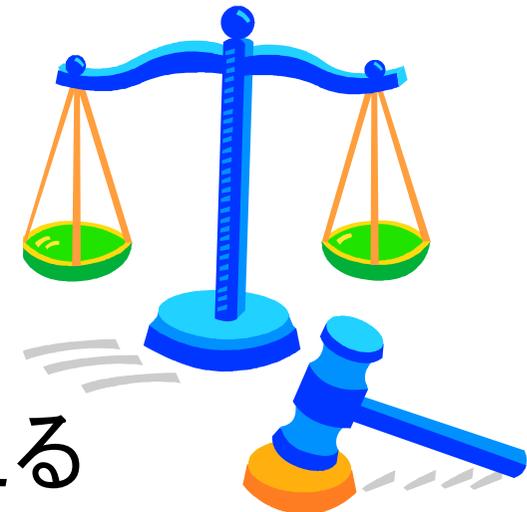
代償措置の有無・内容(金銭の支払等)

義務違反に対して取る措置の程度



競業禁止が認められた判例

- 退職時に機密保持契約と2年間の競業禁止特約を締結していた
- 単なる競争者の排除・抑制が目的の競業禁止は公序良俗違反となり認められない
- ただし、労働者が持つ知識・技能が特殊なものの場合には企業の財産の一部であり、競業禁止を課す理由となりえる



当判例で認められた特約内容

- 制限期間・・・2年間と比較的短期
- 制限対象職種・・・就職先が競業関係、かつ業務が特殊分野で制限の幅が狭い
- 地域性・・・全国だが技術的秘密に係るものであり、やむを得ない
- 代償措置・・・在職中に機密保持手当支給

(フォセコ・ジャパン・リミティッド事件)



競業避止義務の拘束力

■ 競業避止義務の拘束力

- ・退職後は特約により競業行為は制限される
- ・ただし、禁止の程度が必要最小限ではない、代償措置が十分ではない、特約が強要されたもの、などの場合は特約は無効
- ・極めて悪質な競業行為の場合（在職中の情報をもとに、取引先にあからさまに営業をかける場合など）は、特約なしで競業制限が認められる場合がある

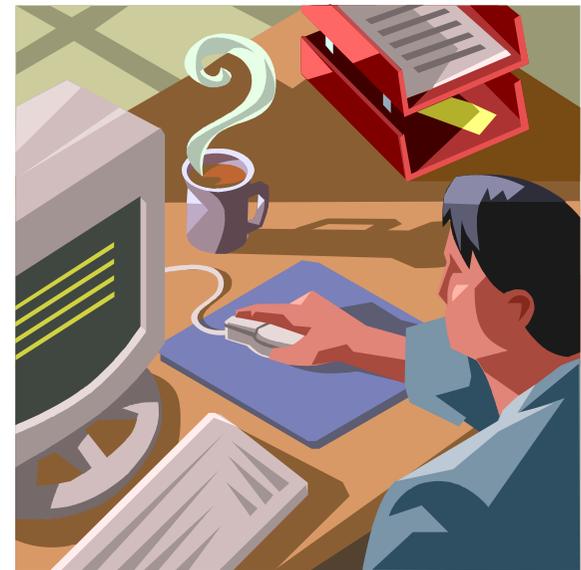


競業禁止特約の判断要素①

■ 労働者の従前の地位・職務

- ・営業機密を取り扱う者は特約により競業禁止義務を負う

- ・一般従業員については業務内容やノウハウの観点から競業禁止義務を負わせることは不可（小売の販売員や製造業の工員など）



競業避止特約の判断要素②

- 就業制限の期間・地域
 - ・2年から3年の期間は認められやすい
 - ・業務の特性から地域限定なしが認められたケースもあるが、近隣地域に限定するなどの地域限定は有効性判断のプラス材料となり得る
 - ・ただし、影響力の少ない一般社員の3年間・地域限定なしの事例は否定されている

競業避止特約の判断要素③

■ 代償措置の内容

- ・代償措置の有無は特約の有効性判断の重大要素
- ・在職中の月額4,000円の秘密保持手当は不十分であると否定



競業避止を検討する場合のポイント

- 競業避止義務を課す業務、対象者を絞る
- 制限期間、代償措置の内容を決める
- 在職中に競業避止特約契約を締結する
- 在職中の賃金に競業避止手当を盛り込む



競業禁止特約契約書の例

退職後の競業禁止義務に関する特約契約書

〇〇株式会社(以下甲という)は、従業員〇〇(以下乙という)との間で次のように契約します。

- 1、甲は、乙に対して退職後の競業禁止義務を求めることとします。
- 2、乙は、甲を退職した後、甲と競業する会社に就職してはいけません。また、甲と競業する事業を起業してはいけません。この競業禁止の義務は、乙が甲を退職してから2年間有効とします。競業禁止の対象地域は、〇〇県とします。
- 3、甲は、この競業禁止に対する代償として、乙に対して特約手当を支払うこととします。その金額は月額 万円とします。
- 4、乙が甲を退職した後で、この契約に反した時は、甲が要求する損害賠償額を支払うこととします。

.....
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇殿

私は貴社との競業禁止に関する特約契約に同意します。貴社を退職した後で、〇〇県下において、貴社と競業する会社に就職することはありません。また、貴社と競業する事業を起業することはありません。この特約は、退職後2年間守ることとします。その代償として「特約手当」を受け取ります。

住所
氏名

印

最後までありがとうございました
明日の経営に生かしましょう

ご意見、ご感想、お問い合わせは
TEL ; 0776 (57) 1380
FAX ; 0776 (57) 1370
MAIL: hashi@hatarakigai.co.jp

●●●●お客様の会社がうまくゆきます●●●●

(有) 働きがい研究所

福井県の給料・退職金、就業規則、社員研修
福井市西開発1丁目2508野坂第2ビル201
URL: <http://www.hatarakigai.co.jp>

